

胎内市妊産婦等支援事業のご案内 (出産・子育て応援事業)



1. 事業内容

妊娠期から子育て期にわたり安心して出産・子育てができるように、妊産婦等相談支援と経済的支援（妊婦のための支援給付金）を併せて実施します。

【妊産婦等相談支援】

全ての妊婦や子育て家庭を対象に保健師や助産師が面談を行い、出産・育児等の見通しを一緒に確認し、必要な支援につなげます。面談実施のタイミングは、以下の4回になります。



(1) 妊娠届出時

妊娠届出時に保健師、助産師等が面談を行い、妊娠や出産の心配事やご家族の支援等についてお聞きします。また「胎内市 すくすくプラン」をお渡しし、妊娠期の過ごし方や利用できるサービス等を一緒に確認します。

(2) 妊娠8か月時（希望者のみ）

妊娠7か月頃に、妊娠8か月面談の案内文と「妊娠中の方へのアンケート」を送付します。アンケートの結果で、希望する方に保健師、助産師等の面談を実施します。

(3) 妊娠9か月時（妊娠35週電話相談）

電話・来所等で、体調面や産前産後のご家族の支援、入院の準備や陣発時の受診方法についてお聞きします。また、産後の訪問や利用できるサービス等について確認します。

(4) 産婦・新生児訪問、2か月児訪問

助産師、保健師等が訪問し、赤ちゃんの発育状況の確認や育児相談を行います。また「胎内市 すくすくプラン」に沿って、利用できるサービスの紹介や今後の相談支援事業、健診等について確認します。

※上記4回以外でも「マタニティ教室」や電話・来所・訪問等で、相談支援を行います。

【経済的支援】妊婦のための支援給付金

妊娠届出や出生届出を行った妊産婦に対し、上記の面談実施後、現金給付を行います。

●給付額

1 回目の支給（妊娠届出後）：妊婦であることの認定後に5万円

2 回目の支給（出生届出後）：出産した子どもの人数×5万円



2. 対象者

胎内市に住民票を有する妊婦給付認定者

3. 妊婦のための支援給付金の支給を受けるには

支給を受けるには、下記の通り申請手続きを行って下さい。

区分	支給までの流れ	申請の目安
1 回目の支給	妊婦は、妊娠届出の面談後に給付申請を行い、妊婦給付認定を受ける。	妊娠中
2 回目の支給	妊婦給付認定を受けた方は、産婦・新生児訪問もしくは2か月児訪問の面談後に給付申請を行う。	生後4か月まで

※申請の目安までに申請できない方は、ご相談ください。

《申請に必要なもの》

①妊娠していることが分かる医師の診断書等

産科医療機関で発行される「妊娠届出書」等か転入の方は「母子健康手帳」をご持参ください。

②妊婦給付認定申請書

健康づくり課の窓口に設置しています。

③胎児の数の届出書

妊産婦等相談支援の面談後（妊娠届出、産婦・新生児訪問もしくは2か月児訪問）にお渡しいたします。里帰り出産等でお渡しができない方には、郵送させていただきます。

④マイナンバーカード

⑤振込先金融機関口座確認書類

受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

1 回目の支給及び妊婦給付認定に必要なもの：①②④⑤ 2 回目の支給に必要なもの：③⑤

※申請書等の不備による振込不能等があり、支払いが完了しなかった場合は、連絡させていただきます。

その場合、翌月20日までに連絡や確認がとれなかった場合は、当該申請は取り下げられたものとみなします。（再度、申請をしていただく必要があります）

《申請場所》

健康づくり課 子育て応援係・庶務係（ほっとHOT・中条内）

《支給》

申請月の翌月末頃



【問い合わせ先】

胎内市健康づくり課（ほっとHOT・中条内）

〒959-2656 胎内市西本町11番11号

電話：0254-44-8680（直通）

FAX：0254-44-8641

mail：boshi@city.tainai.lg.jp

（問合せ対応時間：平日8時30分～17時15分まで）